



# Special Feature

## 相続対策・事業承継をスムーズにすすめるポイント

### 事業承継の第一歩は確定申告の手伝いから

次に、実際に事業承継や相続対策を進める流れやポイントを紹介します。

まず、相続よりも先にくる事業承継の手続きです。中には「賃貸の引き継ぎ」といっても、特に事業の引き継ぎがあるわけではない。入退去の手続きやメンテナンスは全面的に不動産管理会社に委託しているから、相続と同時に権利を移すだけでいいのでは?」といつた意識のオーナーもいるでしょう。サブリース会社が一括借り上げしている場合は、なおさら管理運営の実務にはタッチしないため、事業承継といつてもピンと来ないかもしれません。

しかし、委託管理なら部屋の稼働状況や賃料の動きを確認し、原状回復リフォームや不具合が起きた場合の修繕費の決済を判断するのはオーナーです。長期契約のサブリースでも、2年に一度の賃料見直しの手続きがあるのが一般的で、やはり経営判断は求められます。ただし、その前提となるのが、すべての財産の棚卸しと納税予定額の算出です。

特に、財産に占める不動産の割合が高い賃貸オーナーは、不動産の評価額を知ることが、対策の方を大きく左右します。ところが、評価額と税額の重要性があまり理解されていません。「オーナーのほとんどは『まずはざっくりいいから、相続税がいくらかかるか教えてほしい』と依

頼されます。書面資料などを基に簡易的に計算する概算値です。まだ相続の本番までは間があるので、とりあえずイメージだけつかみたままに、土地の評価は複雑です。現地調査をして土地の状況や権利関係などを調査した上で割り出した正確な評価額と、机上で出した概算の評価額では相続税額に差が出る可能性があります

相談相手の紹介も親が伴走し、体験させる

賃貸経営の現場に慣れるうちに、子どもの中で誰に適性や意欲があるかを見極めていくのも、ゆくゆく遺産分割を考えていく上で役立ちます。

また確定申告の時期は、ちょうど引っ越しシーズンと重なるため、入退去に伴う各種作業と、管理会

も重要になります。具体的なイメージが見えてくるはずです」

### 土地の個別性が相続税額に影響!

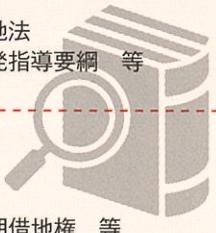
資産に占める不動産の割合が多いオーナーは、不動産の評価次第で相続税が大きく変わる。土地は個別性が高く、「路線価×土地面積」という単純な公式では正確に算出できない。

#### A 土地の個別性



#### B 不動産関係諸法令

- 都市計画法
- 建築基準法
- 農地法
- 森林法
- 都道府県条例
- 開発指導要綱 等



#### C 権利関係

- 所有権だけでなく第三者の権利が付着  
●地上権 ●地役権 ●賃借権 ●定期借地権 等

### 資産・経営の承継チェックリスト

- ① 不動産賃貸業に対する認識を親子間で共有する
- ② 不動産の特徴(出口戦略含む)と相談相手を親子間で共有する
- ③ 要介護生活期間の相続人の役割分担とそれに伴う相続財産の分配を相談する
- ④ 使用していない銀行口座・有価証券口座を解約閉鎖する  
(秘匿性の高いデジタル資産は特に注意)
- ⑤ 生命保険・医療保険の受取人と受取額を確認する  
(子や孫を被保険者にした保険加入の要否も検討)
- ⑥ 相続税対策+不動産活用対策を兼ねて不動産の確定測量を行う(借地権の確定測量も)
- ⑦ 相続税対策+不動産活用対策を兼ねて先代以前の名義変更漏れ不動産を確認・処理する
- ⑧ 資産管理会社がある場合、その存在意義・法人の出口戦略を共有する



### 財産と子どもの身を守る術を伝えるのが親の仕事

相続税額は、誰がどの財産をどうやって相続するかによっても変わります。家族が納得できる遺産分割の協議を踏まえた上で、遺言書の作成も欠かせません。納税資金が足りないなら、土地活用や資産組み換え、収益アップの対策も必要でしょう。

また、毎年のように変わる相続税制や評価ルールの見直しに対応

### まとめ

- 最初に相続の話はしない!  
まずは、介護生活からひも解く。
- 事業承継の第一歩は確定申告から。  
親が伴走して経験を積ませる。
- 相続対策を成功に導くのは、正確な財産評価と税額算出。
- 事業承継、相続の先がある!  
財産のゴールを見据えよう。

することも重要です。評価額が大幅に減額される「小規模宅地等の特例」を適用できるか、「配偶者居住権」などの新しい制度をどう活用するか…、検討すべき課題はさまざまです。

これまでに解説してきたステップを踏まず、賃貸経営のノウハウがれてしまうと、相続した子どもは身を守る術がありません。元気なうちに、余裕をもつて財産・経営の引き継ぎと対策を着実に進めるのが親の仕事です。

相続税の「ざっくり計算」ではなく効果的な相続対策は打てない

みることが大切です。3~5年かが嫌でも発生するでしょう。もう一つ重要なのは、何かで迷わせに子どもを同席させましょう。大小複数の賃貸住宅があるなら、まず小ぶりな一棟を1年間担当させて、満室経営のミッションを任せるのが心配なら、最終的な決裁権はご自身に残すのも有効です。親は社長として見守り、横で伴走するわけです。口頭で教えるだけでなく、何ごとも体験させてみてください。親が亡くなったり、頼れる人が身近にいれば、子供たち困つたりしたときに相談することができます。親が亡くなったり、頼れる人が身近にいれば、子どもも安心です」